

**熊本市本庁舎等建設地検討支援業務委託
質問書に対する回答書**

No.	質 問 事 項	回 答
1	本業務を受託した場合、以降の設計業務委託等への参加に関して、協力事務所を含めて制限されると考えてよろしいでしょうか。	今年度以降に発注する本庁舎等整備に関連する業務の参加要件等については、今後、事業の内容等をふまえ定めることとなりますが、本業務を受託したことを参加の除外要件とするものではありません。
2	共同企業体(設計JV)での参加は可能でしょうか。	共同企業体での参加も可とします。 ※詳細は、別添の「共同企業体でプロポーザルに参加する場合の取り扱いについて」をご確認ください。
3	共同企業体(設計JV)での参加が可能になった場合、実績要件は代表企業のみが満たすことよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 ※詳細は、別添の「共同企業体でプロポーザルに参加する場合の取り扱いについて」をご確認ください。
4	実績要件は、元請け(JVの場合は代表企業)としての受注を対象とすると考えてよろしいですか。	ご認識のとおりです。 ※詳細は、別添の「共同企業体でプロポーザルに参加する場合の取り扱いについて」をご確認ください。
5	様式第4号(注1) 業務の履行実績を証明するものとして、PUBDISの添付でもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	熊本市本庁舎等建設地検討支援業務委託を受注した場合、その後の設計業務委託の受注は可能でしょうか。	(No. 1と同様)
7	6. が可能な場合は、熊本市本庁舎等建設地検討支援業務委託の管理責任者や主たる担当者を設計業務委託の管理責任者等に配置をしてよろしいでしょうか。	参加要件はもとより管理責任者等の配置などを含む具体的な内容については、今後、事業の内容等をふまえ定めることとなります。
8	庁舎建設にかかる設計業務に基本計画が含まれる場合で、契約期間が2013年完了している場合は、同種業務の実績になりますか。	国又は地方公共団体から受注した業務として、平成25年(2013年)4月1日以降に日本国内において履行を完了した、庁舎建設にかかる基本構想または基本計画に関する業務の履行実績が対象となります。

9	<p>【本庁舎等整備に関する記事（熊本市HP）】 熊本市役所本庁舎等の建替えに関するサウンディング型市場調査概要（最終報告）について、各サウンディング提案の「計画案」をご教示いただけますでしょうか。</p>	熊本市役所本庁舎等の建替えに関するサウンディング型市場調査概要（最終報告）のみの公表としています。
10	<p>【（様式第4号）参加表明者の同種業務の実績（注1）】 契約書の写し及びテクリス等の写しを添付することとありますが、テクリス等の写しが無い場合、同様の内容が確認できる証明書類の添付として宜しいでしょうか。</p>	国又は地方公共団体から発行された履行証明もしくは、一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）でも可とします。
11	<p>【プロポーザル実施要項 P5 12 提案書等のヒアリングの実施(3)】 ヒアリングについて、協力会社の技術者の出席は可能と考えて宜しいでしょうか。</p>	ご認識のとおり、様式第6—1号に記載のある協力会社の技術者の出席も可とします。
12	<p>【プロポーザル実施要項 P5 12 提案書等のヒアリングの実施(3)】 出席者5名にPC操作者1名は含まれないと考えて宜しいでしょうか。</p>	出席者は5名以内とし、PC操作者も含まれません。
13	<p>【プロポーザル実施要項 P5 12 提案書等のヒアリングの実施(8)】 パソコンを使用しての説明が認められておりますが、説明を見やすく分かりやすくするために、矢印や文字の追加（提案書に記載済みの文字）、文字の大きさの調整等を行っても宜しいでしょうか。</p>	プロポーザル実施要項に記載のとおり、ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用してください。
14	<p>【提案書等作成要領 P1 1 提出書類】 (6)見積書（任意様式）及び(7)積算内訳書（任意様式）について、押印は不要と考えて宜しいでしょうか。</p>	ご認識のとおり、見積書（任意様式）及び積算内訳書（任意様式）について、押印は不要です。
15	<p>7. 【提案書等作成要領 P1 1 提出書類】 添付書類はページ番号を附番しないものと考えて宜しいでしょうか。</p>	添付書類についてはページ番号の付番は不要です。 なお、特定テーマに関する提案書（任意書式）については、A3用紙、各テーマ1頁とします。
16	<p>【提案書等作成要領 P1 1 提出書類】 製本方法は左上クリップ綴じと考えて宜しいでしょうか。指定がある場合はご教示ください。</p>	製本方法の指定はありません。
17	<p>【提案書等作成要領 P2 3 提出書等の提出部数】 電子データは正本・副本それぞれ1部と考えて宜しいでしょうか。また、ファイル形式はPDFで宜しいでしょうか。</p>	電子データの提出については、正本・副本のそれぞれのデータが入った電子データ（CD-ROM又はDVD-ROM）を1枚提出することとし、ファイル形式はPDFとします。

18	<p>【提案書等作成要領 P2 3 提出書等の提出部数】</p> <p>様式以外の添付書類については、電子データに保存しないと考えるて宜しいでしょうか。</p>	添付書類は電子データに保存する必要はありません。
19	<p>(別紙 提案書等及びヒアリングに関する評価項目等)</p> <p>実績について、「②上記以外における同種業務実績あり」の定義をご教示ください。</p>	① 以外の地方公共団体から受注した業務として、平成25年度(2013年度)以降に日本国内において履行を完了した、庁舎建設にかかる基本構想または基本計画に関する業務の履行実績を指します。
20	<p>(基本仕様書)</p> <p>「③、2) 市民等の利便性(アクセス性、業務関連性)」における業者へのアンケートですが、対象業者を貴市よりご教示いただけるのか、それとも任意で行うのかご教示ください。</p>	本業務の受託者と協議のうえ、決定します。
21	<p>(基本仕様書)</p> <p>「③、5) 周辺交通への影響」において、交通量データは貴市よりご提供頂けるとの認識でよろしいでしょうか？</p> <p>交通量調査においては、具体的な実施箇所は貴市よりご指示頂けるとの認識でよろしいでしょうか？</p>	本業務の受託者に、市が保有しているデータについては提供します。 交通量調査における具体的な実施箇所は、本業務の受託者と協議のうえ、決定します。
22	<p>(基本仕様書)</p> <p>「③ 建設候補地の比較検討に必要なデータ収集・分析・資料の作成」に関して、「建設候補地については、本市が提供する。」と記載されています。</p> <p>他方、貴市の庁舎整備に関する特別委員会(令和6年2月13日開催)では、建設候補地が示されております。</p> <p>本業務では庁舎整備に関する特別委員会(令和6年2月13日開催)で示された候補地が対象となるのか、又は上の候補地からさらに貴市で絞った候補地が本業務の対象として提示されるのか、ご教示ください。</p> <p>また、ご提供の時期について、目安があればご提示ください。</p>	庁舎整備に関する特別委員会(令和6年2月13日開催)で示した建設候補地が対象となります。
23	<p>(様式第6-2号)</p> <p>上位企業を宛名とする旨の記載がありますが、再委託先から上位企業(元請企業)に提出された様式6-2の写しを貴市に提出するとの理解でよろしいでしょうか？</p>	ご認識のとおり、様式第6-2号の写しを提出してください。

24	<p>(様式第7-1号及び7-2号) 各様式の下段に記載のある「(注)」は削除してよいと認識していますが、よろしいでしょうか？ また、各様式1ページ以内に記載を納めるとの理解でよろしいでしょうか？もしくは実績が多い場合、複数ページは可能でしょうか？ 主たる担当者は1名分のみ記載と理解していますが、その理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>各様式下部の注意事項は削除しないものとし、様式に収まらない場合には、複数ページにまたがっても構いません。 主たる担当者については、ご認識のとおり1名分のみ記載してください。</p>
25	<p>(提案書) 提案書(任意様式)について、社名等がわかる表現は正本及び副本にも含めない想定(社名記載とそうでないものとで文字数の関係上、段落等もずれてしまうため)ですが、よろしいでしょうか？提案書以外の様式から構成企業は把握できることから、そのような対応でよろしいでしょうか？もしくはA社などと記載し、対応表を事前に作成するなどの対応がよろしいでしょうか？</p>	<p>提案書等作成要領に記載のとおり、正本は商号または名称がわかるようにしてください。 ただし、副本については、添付書類を含め、正本から商号または名称及びそれらを類推できる表現・ロゴ等を外してください。</p>
26	<p>(提案書等の副本) 「添付書類を含め、正本から商号または名称及びそれらを類推できる表現・ロゴ等を外したものの。」との記載があります。様式5~7までの書類については、社名を黒塗りする形式でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおり、商号または名称及びそれらを類推できる表現・ロゴ等は、黒塗りにしてください。</p>
27	<p>(提案書(任意様式)) こちらはワード、パワーポイントなどの指定はなく、任意選択との理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>提案書の作成にあたっては、ファイル形式は指定しません。 電子データの提出におけるファイル形式は、PDFとします。</p>
28	<p>様式第4号の(注1)、様式第7-1の(注1)、様式第7-2の(注1)において、「業務の履行実績を証する契約書の写し及びテクリス等の写しを添付すること(必須)。」とありますが、契約書の写しを添付する場合、テクリス等の写しは不要(契約書の写しもしくはテクリス等の写しいずれかを添付)という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>